

確定拠出年金実施事業主 様

関東信越厚生局企業年金課

### 確定拠出年金の資格喪失者への移換手続の周知についてお願い

確定拠出年金の企業型年金（以下「企業型年金」）の加入者が退職により資格喪失した場合には、確定拠出年金法第 80 条から第 82 条までの規定及び施行規則第 63 条から第 65 条までの規定により、退職された方が自ら確定拠出年金の個人別管理資産の移換手続を行うこととなっています。

この手続が、退職後 6 か月以内に行われなかった場合には、法第 83 条第 1 項第 1 号の規定により、その方の個人別管理資産は国民年金基金連合会に移換（以下「自動移換」という。）されることとなっていますが、企業型年金の普及等により自動移換の件数が増加する傾向にあり、特に 3 月末の資格喪失者の自動移換が多く発生している状況になっています。

自動移換された場合には、掛金の納付や運用指図ができない等、確定拠出年金の特徴である年金資産の移換が実質上活かされず、退職者にとっても年金資産の増額ができない等の状況が続くこととなります。

これについては、退職される時において、その方の個人別管理資産の移換手続について、事業主の方から十分に周知されていないことによる場合も少なからず見られるようであります。

つきましては、確定拠出年金の加入者が貴事業所を退職される際に、移換手続について十分周知していただくようお願いします。また、複数の事業主で実施する場合の代表事業主におかれましては、共同で実施している他の事業主にも周知されるようお願いいたします。

移換手続の詳細については、以下のホームページに掲載されています。

国民年金基金連合会のホームページ（アドレス <http://www.npfa.or.jp>）

「退職者・転職者の方へ」

（アドレス <http://www.npfa.or.jp/401K/retirement/procedure3.html>）

「個人型確定拠出年金」

（アドレス <http://www.npfa.or.jp/401K/index.html>）